

施設整備マニュアル編（公園）

「整備基準の表」 ページ

項目

整備を必要とする項目
(タイトル)

基本的な考え方

整備に対して配慮すべき
基本的な考え方

1 出入口

基本的な考え

出入口は、高齢者、障害者等を含むすべての公園利用者が円滑に通過できる構造とし、わかりやすく利用しやすい位置に配置し、通路と接続することが必要です。
公道の動線と交差するなど、危険性が高い場所であるため、段差を設けず、十分な幅、水平面を確保するなど十分な配慮をする必要があります。



写真

項目の主内容を示すためのイメージです。

指定施設整備基準

より公共性の高い一定規模以上の公園施設に適用される基準です。
(適用される規模は、規則別表第1参照)

一般都市施設整備基準

高齢者、障害者等の日常生活における利用促進を図るため、すべての公園に適用される基準です。
なお、指定施設整備基準と同じ規定については、「同左」とし、基準の規定がない場合は「一」を入れています。

指定施設整備基準	一般都市施設整備基準	図
(1) 出入口のうち2以上は、次に掲げるものでなければならない。	出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。	1-1
ア 幅は、120センチメートル以上とすること。	(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。	1-1
イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。	(2) 同左	1-2
ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。	(3) 同左	1-1 1-2
エ オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	(4) (5)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	1-1
オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 ⇒[4傾斜路 指定施設整備基準]を参照(P.14)	(5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項(1)及び(2)に定める構造の傾斜路を併設すること。 ⇒[4傾斜路 指定施設整備基準(1)(2)]を参照(P.14)	4-1
カ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	(6) 同左	1-1
キ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。	(7) 同左	2-3
ク 歩道上から出入口に至る経路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	—	1-2
(7) 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。	—	1-3

図番号

「参考図」ページに呼応する図の番号を示したものです。

「参考図」 ページ

図（番号）

「整備基準の表」ページの
図番号と対応

参考図

整備基準等に沿って整備した場合の
事例の図解と解説文です。

「マーク」 凡例

図中の記載内容が「共通する
整備基準」「指定施設整備基
準」「一般都市施設整備基準」
「望ましい整備」のどれに該
当するかを示したものです。

図解

具体的な整備事例の図解です。

解説

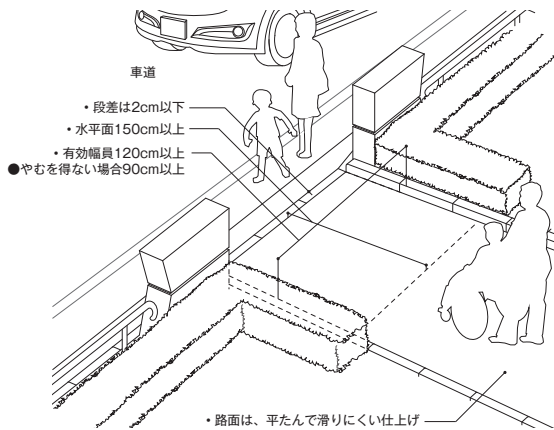
整備が求められている事
項の解説を示したもの。
関連する「整備基準の表」
内の一般都市及び指定施
設整備基準の番号を記載
しています。

「・共通する整備基準」の
解説には、整備基準に示さ
れていない数値基準等も、
整備のために必要な参考基
準として示しています。

参考図

・共通する整備基準 ○ 指定施設整備基準 ● 一般都市施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図 1-1 出入口の整備例（車止めがない一般都市施設の場合）



出入口の構造

指定施設 1-(1) / 一般都市 1

♥ 全ての出入口が整備基準を遵守できる構造とする。

出入口の有効幅員

指定施設 1-(1)-アイ / 一般都市 1-(1)、(2)

- ・ 出入口の有効幅員は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。
- 地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合でも、車いす使用者が通過しやすいよう、90cm以上の有効幅員を確保する。
- ・ 車止めを設ける場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、1以上の車止めの間隔について、有効幅90cm以上を確保する。
- ・ 公園利用者の安全確保ため、半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設置する場合は、車いす使用者等の通行に支障のない構造とする。

水平面の設置

指定施設 1-(1)-ウ / 一般都市 1-(3)

- ・ 出入口には、車いす使用者等が安全で円滑に出入りができるよう、長さ150cm以上の水平面を設置する。
- ♥ 車止めを設ける場合は、その前後に長さ150cm以上の水平面を設置することが望ましい。

車止めの構造

♥ 白杖でも車止めの存在がわかるよう、例えば、逆 U 字タイプでは高さ20cm程度の位置に板状の帯の部分設けた構造とする。

路面

指定施設 1-(1)-カ / 一般都市 1-(6)

- ・ 表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとする。
- ・ 砂利敷きや石畳は車いすでは助けないので好ましくない。平板やインターロッキング、磁器タイル等では、目地にも段差が生じないように施工する。

段差

指定施設 1-(1)-エ / 一般都市 1-(4)

- ・ 車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、歩行が可能である高低差2センチメートル以下のものは、段とみなさない。

⇒「図 2-1 通路の整備例」を参照(P.7)

溝ふた

指定施設 1-(1)-キ / 一般都市 1-(7)

- ・ 横断側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。
- ・ 格子型の場合にはピッチ1.25センチメートル程度、又は1.5センチメートル×10センチメートル程度とし、円形の場合には直径2センチメートル程度以下とする。

⇒「図 2-3 排水溝の整備例」を参照(P.9)

基本的な考え

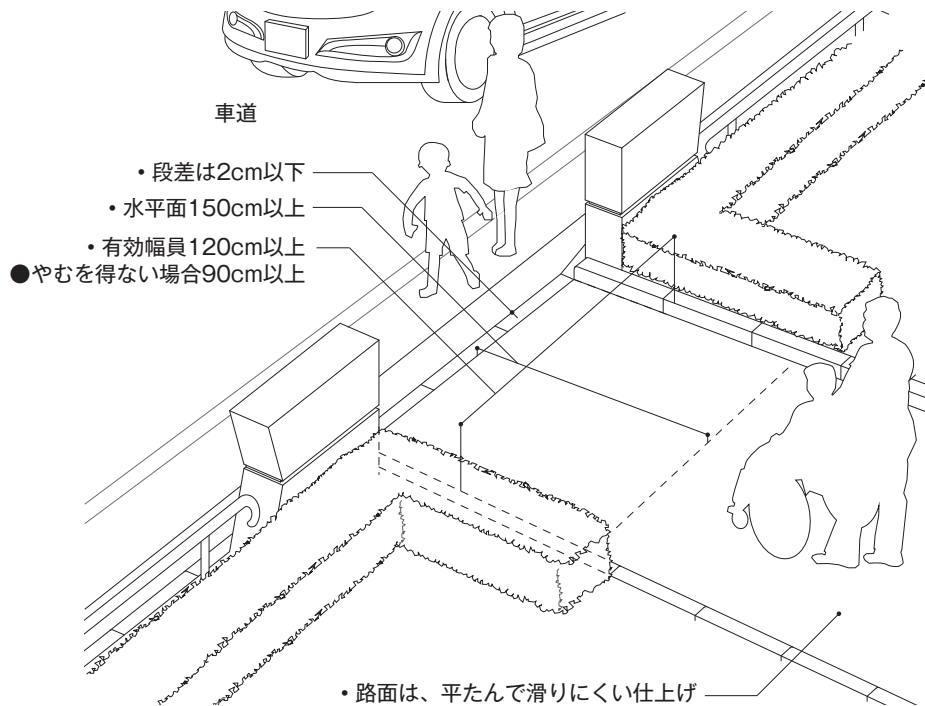
出入口は、高齢者、障害者等を含むすべての公園利用者が円滑に通過できる構造とし、わかりやすく利用しやすい位置に配置し、通路と接続することが必要です。

公道の動線と交差するなど、危険性が高い場所であるため、段差を設けず、十分な幅、水平面を確保するなど十分な配慮をする必要があります。



指定施設整備基準		一般都市施設整備基準	図
(1) 出入口のうち2以上は、次に掲げるものでなければならない。		出入口のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。	1-1
ア	幅は、120センチメートル以上とすること。	(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。	1-1
イ	車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。	(2) 同左	1-2
ウ	出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。	(3) 同左	1-1 1-2
エ	オに掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	(4) (5)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	1-1
オ	地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 ⇒「4傾斜路 指定施設整備基準」を参照(P.14)	(5) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項(1)及び(2)に定める構造の傾斜路を併設すること。 ⇒「4傾斜路 一般都市施設整備基準(1)(2)」を参照(P.14)	4-1
カ	路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	(6) 同左	1-1
キ	出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。	(7) 同左	2-3
ク	歩道上から出入口に至る経路には、次に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。	—	1-2
(7)	大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。	—	1-3

図 1 - 1 出入口の整備例（車止めがない一般都市施設の場合）



出入口の構造

指定施設 1-(1) / 一般都市 1

♥ 全ての出入口が整備基準を遵守できる構造とする。

出入口の有効幅員

指定施設 1-(1)-ア、イ / 一般都市 1-(1)、(2)

- 出入口の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。
- 地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ない場合でも、車いす使用者が通過しやすいよう、90cm以上の有効幅を確保する。
- 車止めを設ける場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、1以上の車止めの間隔について、有効幅90cm以上を確保する。
- 公園利用者の安全確保ため、半円形の車止めや回転しながら進入する車止めを設置する場合は、車いす使用者等の通行に支障のない構造とする。

水平面の設置

指定施設 1-(1)-ウ / 一般都市 1-(3)

- 出入口には、車いす使用者等が安全で円滑に出入りができるよう、長さ150cm以上の水平面を設置する。
- ♥ 車止めを設ける場合は、その前後に長さ150cm以上の水平面を設置することが望ましい。

車止めの構造

- ♥ 白杖でも車止めの存在がわかるよう、例えば、逆 U 字タイプでは白杖の先が入りこまないよう、下部には横方向のパイプを設けた構造とする。

路面

指定施設 1-(1)-カ / 一般都市 1-(6)

- 表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとする。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳は避けること。平板やインターロッキング、磁器タイル等では、目地部にも段差が生じないように施工する。

段差

指定施設 1-(1)-エ / 一般都市 1-(4)

- 車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、歩行が可能である高低差 2 cm 以下のものは、段とみなさない。

⇒「[図 2-1 通路の整備例](#)」を参照(P.7)

溝ふた

指定施設 1-(1)-キ / 一般都市 1-(7)

- 横断側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。
- 格子型の場合にはピッチ1.25～1.5cm×10cm程度とし、円形の場合には直径2cm程度以下とする。

⇒「[図 2-3 排水溝の整備例](#)」を参照(P.9)

指定施設整備基準		一般都市施設整備基準	図
(イ)	色は、原則として黄色とすること。	—	1-3
(ウ)	材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。	—	1-3
(I)	形状は、次のとおりとすること。	—	
a	突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。	—	1-3
b	移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	—	1-3
c	視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	—	1-3
(2)	(1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、3の項(1)から(6)までに定める構造に準じたものとしなければならない。 ⇒「3 階段 指定施設整備基準」を参照(P.10)	—	3-1 3-2

参考図

・共通する整備基準 ○ 指定施設整備基準 ● 一般都市施設整備基準 ♥ 望ましい整備

図1-2 出入口の整備例（車止めがある指定施設の場合）

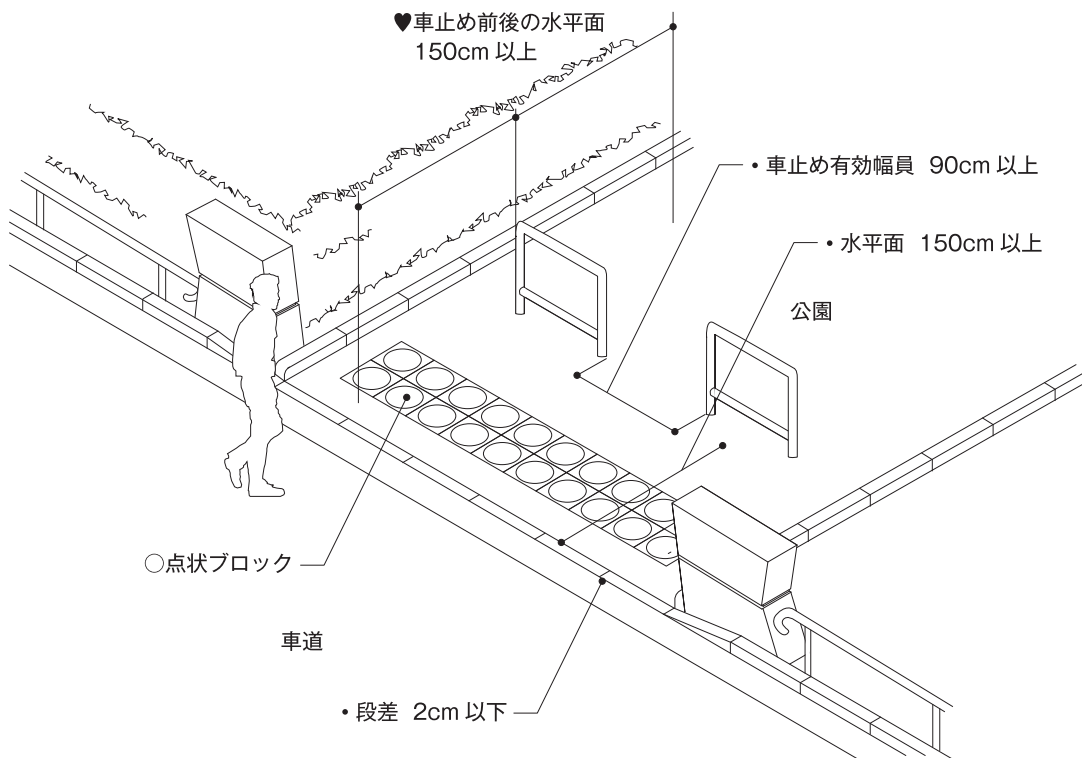
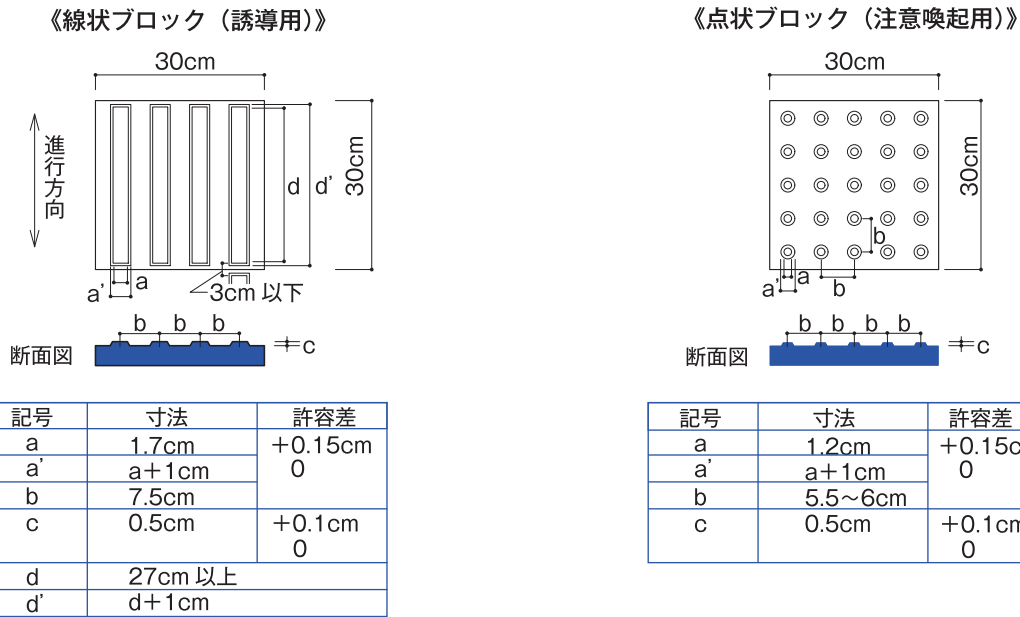


図 1-3 視覚障害者誘導用ブロックの形状



視覚障害者誘導用ブロックの敷設

指定施設 1-(1)-ク

- 点字案内板又は触知板を設ける場合は、視覚障害者を誘導する必要があるため、出入口から点字案内板等まで視覚障害者用誘導ブロックを敷設する。
- ♥ 視覚障害者誘導用ブロックについては、建築物等が公園内にある場合、必要に応じ出入口から建築物等まで連続して敷設する。

線状ブロックとは

指定施設 1-(1)-ク

- 歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するためのものである。主な敷設箇所は、案内設備までの経路上となる。

点状ブロックとは

指定施設 1-(1)-ク

- 前方の危険の可能性又は歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すためのものである。主な敷設箇所は、出入口、階段・段の上端、階段・段の下端、案内設備までの経路上の方向の変更箇所等になる。

線状ブロック・点状ブロックの材質・形状

指定施設 1-(1)-ク

- 材質の選定にあたっては、鋳製のものは滑りやすく、抜け落ちやすいため使用しない。また、ゴム製のものは耐久性に欠けるため使用しない。
- ブロックの形状については、点状と線状の区別ができないようなもの（線状突起が小判型の線状ブロック等）は使用せず、JIS規格のものを使用し、利用者が混乱しないよう連続した経路に関しては統一された形状のものとする。

線状ブロック・点状ブロックの大きさ

指定施設 1-(1)-ク

- 視覚障害者の歩行感覚を担保する最低限の大きさとして30cm角とする。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。
- 鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。
- 敷設にあたっては、踏み越すおそれのない敷設幅を確保する。

線状ブロック・点状ブロックの色彩

指定施設 1-(1)-ク

- 出入口や通路で平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。視覚障害者誘導用ブロックが路面との色彩と類似する場合には、周囲の路面との輝度比2.0程度確保することにより、容易に識別できる必要がある。なお、利用者が混乱しないように連続した経路に関しては統一した色を使用する。

基本的な考え

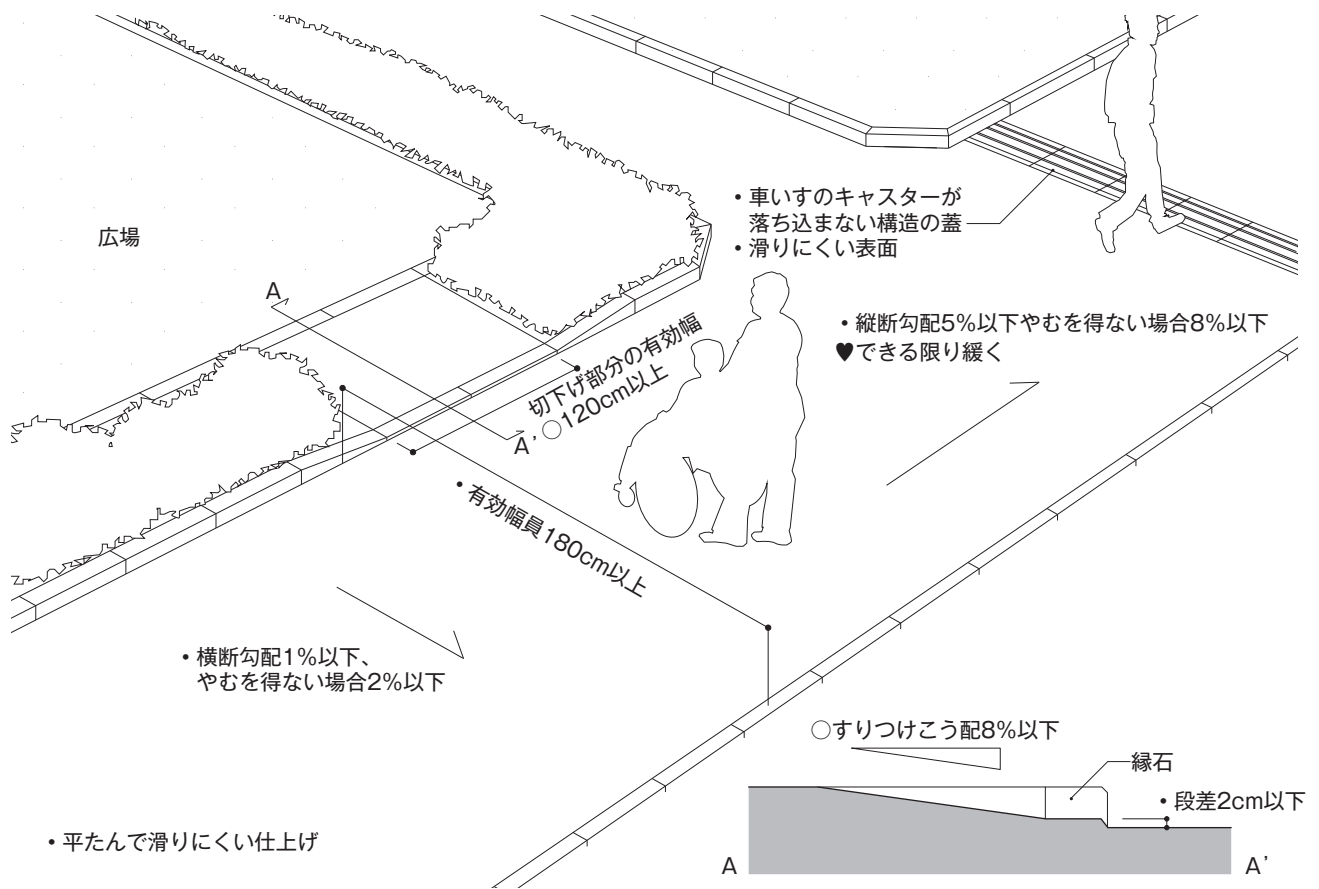
通路は、高齢者、障害者等を含むすべての公園利用者（特に高齢者や車いす利用者）が円滑に移動でき、公園施設を利用できるよう、連続性を確保した配置に努める必要があります。

また、勾配は可能な限り小さくし、幅員は車いす使用者の行き違いに配慮した幅員を確保するなど、十分な配慮をする必要があります。



指定施設整備基準	一般都市施設整備基準	図
通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続しなければならない。	通路のうち1以上は、次に掲げるものとし、1の項に定める構造の出入口に接続しなければならない。	2-1
(1) 幅は、180センチメートル以上とすること。	(1) 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。	2-1 2-2
(2) (3)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。	(2) 同左	2-1
(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 ⇒「4傾斜路 指定施設整備基準」を参照(P14)	(3) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、4の項(1)及び(2)に定める構造の傾斜路を併設すること。 ⇒「4傾斜路 一般都市施設整備基準」を参照(P14)	—
(4) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。	(4) 同左	2-1
(5) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	(5) 同左	2-1
(6) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	(6) 同左	2-1
(7) 通路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合は、8パーセント以下の勾配ですりつけることとし、切下げ部分の幅は120センチメートル以上とすること。	—	2-1
(8) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車椅子のキャスターが落ち込まない構造の蓋を設けること。	(7) 同左	2-3

図2-1 通路の整備例



通路の有効幅員

指定施設 2-(1)、(7) / 一般都市 2-(1)

- ・ 通路の有効幅員は、車いす使用者同士が行き違いやすいよう、介助が必要な高齢者、障害者等が行き違いやすいよう、180cm以上とする。
- 有効幅員を180cm以上確保できない場合であっても、通路の末端の付近及び当該通路の50m以内ごとに、車いすが転回できる場所を確保する場合は、有効幅員を120cm以上とすることができる。ただし、車いす使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車いすが転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。
- 転回場所を設ける場合は、車いす使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180cm×180cm以上の広さを確保する。
- だれもが広場等への移動が容易に行えるように、切り下げ部分の有効幅員は120cm以上とし、勾配は8%以下とする。

段差

指定施設 2-(2) / 一般都市 2-(2)

- ・ 車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けない。ただし、歩行が可能である高低2cm以下のものは、段とみなさない。
- ♥ 水処理や地形の状況、その他の特別の理由によりやむを得ず段差が生じる場合についても、車いす使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。

勾配

指定施設 2-(4)、(5)、(7) / 一般都市 2-(4)、(5)

- ♥ こう配はできる限り緩くする。また、車いすの通行を妨げるため進行方向以外の側方へ傾斜させない。
- ・ 縦断勾配は、高齢者及び車いす使用者等が円滑に利用できるような5%以下とする。地形の状況等の問題により、5%以下でのすりつけが困難な場合等があることから、特別の理由がある短い区間に限り、8%以下とすることができる。
- ・ 横断勾配は、車いす使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1%以下とし、排水の状況等、特別な理由がある場合のみ2%以下とする。
- ・ 勾配のある通路を設ける場合は、地形の状況等必要に応じて水平面を設けること。

図2-1 つづき

路面

指定施設 2-(6) / 一般都市 2-(6)

- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとする。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳は避けること。平板やインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工する。
- 砂利敷きや石畳など、車いすやベビーカー等で通行しにくい舗装の場合には、これらが円滑に通行できるよう、他の材料で舗装した部分を併設する。

照明

- ♥ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。
- ♥ 照明を進行方向に合わせて設置することで、進行方向をわかりやすくすることは、高齢者、障害者等が広い空間で進行方法を認知する上でも有効である。

その他

- 原則として路面から200cmまでの空間に天井、壁面、標識からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ110cm以上のさくの設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。

図2-2 通路の整備例（通路幅180cmを確保できない一般都市施設の場合）

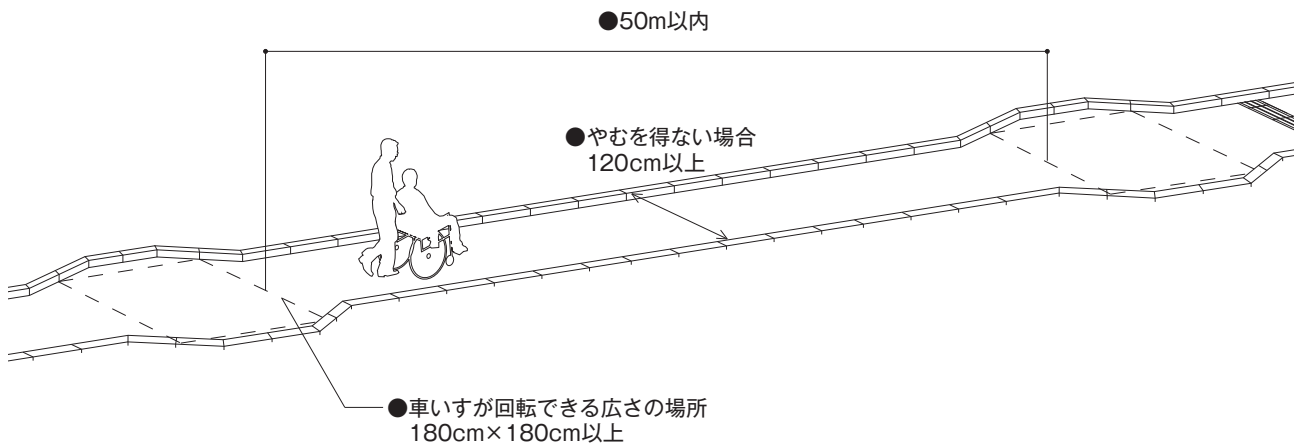
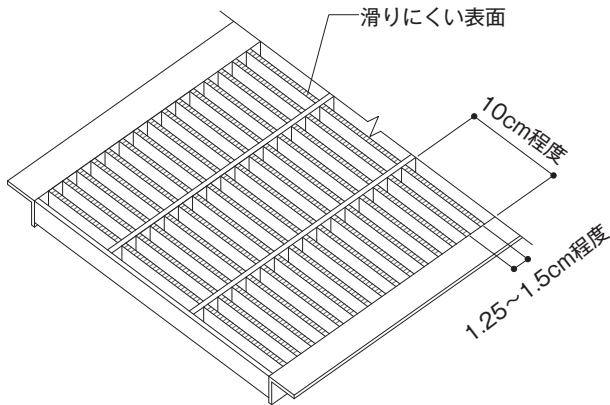


図2-3 排水溝の整備例

車いすの前輪が落下しない排水溝のふた

ノンスリップ型

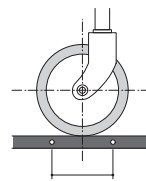


車いすの前輪が落下しない配慮寸法

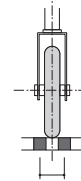
車いすの前輪の大きさ

手動車いす

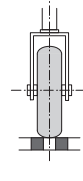
電動車いす



10cm程度の溝



ピッチ1.25cm~1.5cmの溝



溝ふた

指定施設 2-(8) / 一般都市 2-(7)

- 側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とするなど、高齢者、障害者等の通行の支障にならない構造とする。
- 格子型の場合にはピッチ1.25~1.5cm×10cm程度とし、円形の場合には直径2cm程度以下とする。

3 階段

基本的な考え

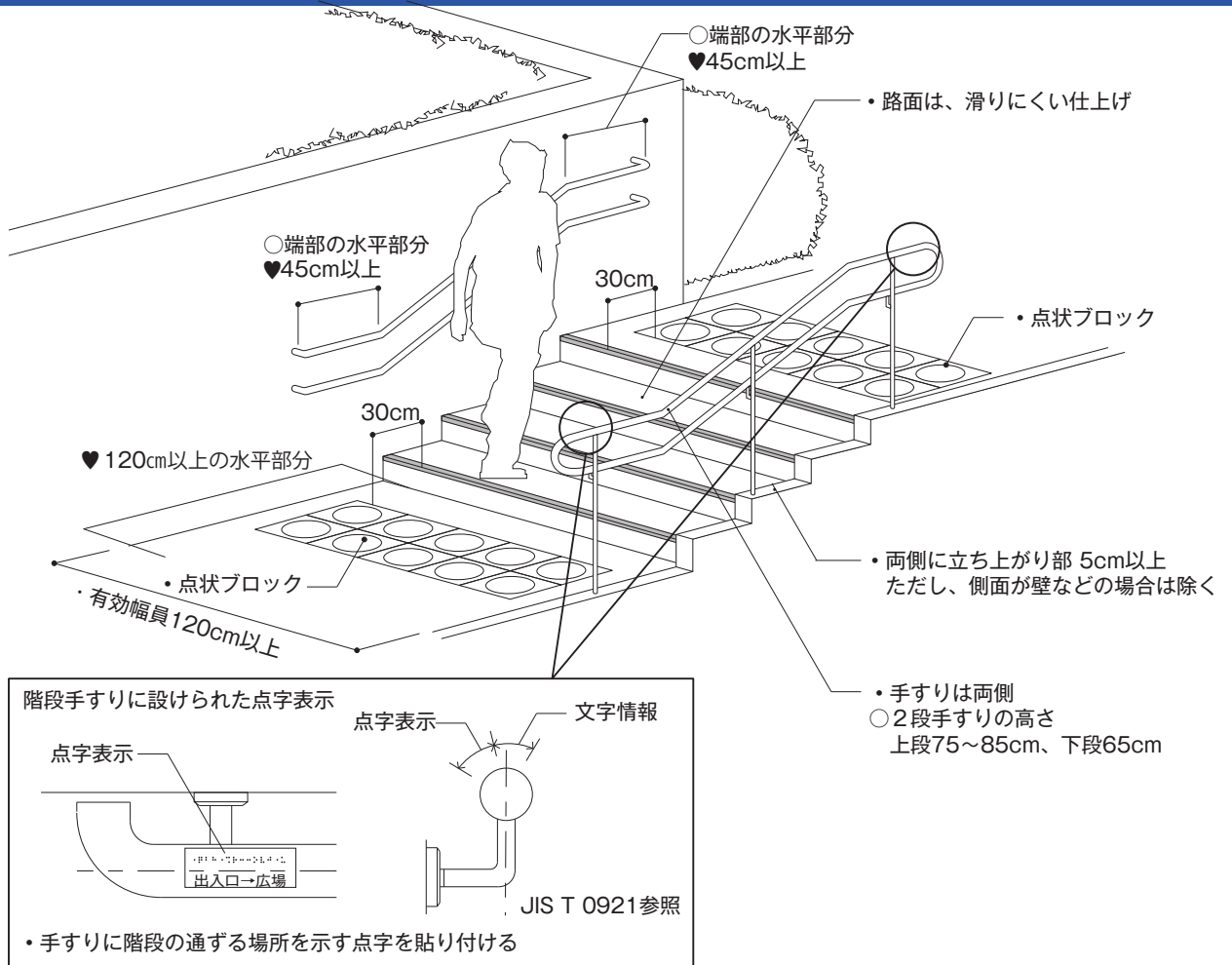
階段は、高齢者、障害者等を含むすべての公園利用者（特に高齢者や杖使用者、視覚障害者）の移動の負担の大きい箇所であることから、手すりの設置等により円滑な利用に配慮する必要があります。

また、適切な蹴上げと踏面の構造、幅員を確保し、すべり止めを設置するなど安全対策にも留意します。



指定施設整備基準	一般都市施設整備基準	図
2の項に定める構造の通路に階段を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	2の項に定める構造の通路に階段を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	3-1
(1) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	(1) 手すりが両側に設けられていること。	3-1
ア 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものとを併設すること。	—	3-1
イ 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	—
ウ 握りやすい形状とすること。	—	—
エ 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	—
オ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。	(2) 同左	3-1
(2) 回り段でないこと。	(3) 同左	—
(3) 踏面は、滑りにくい仕上げとすること。	(4) 同左	3-1
(4) 段鼻には、滑り止めを設けること。	—	3-1 3-2
(5) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	(5) 同左	3-1 3-2
(6) 蹴込板を設けること。	—	3-1 3-2
(7) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	(6) 同左	3-1

図3-1 階段の整備例



階段の有効幅員

- ・ 杖使用者や介助者等と一緒に利用可能な有効幅員を確保するため、有効幅員で120cm以上必要である。
- ・ 階段の有効幅員には、出幅10cm以下の手すりは含まない。

手すり

指定施設 3-(1) / 一般都市 3-(1)

- ・ 手すりは階段の両側に連続して設置する。
- ・ 手すりの高さの測り方は、階段の踏面の先端（段鼻）から、垂直に手すりの上端までの高さを計測する。
- 1段の手すりとする場合、高さを75~85cm程度とする。
- 手すりの高さは、高齢者や子供に配慮し、2段手すり（上段75~85cm、下段65cm）を設ける。
- 手すりの始末端部は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平部分を設け、端部は壁面又は下方に巻き込む必要がある。
- ・ 握りやすい形状には、安全に身体を支えられる強度を持ち、そのために「握る」動作がしっかりとできる円形がよい。
- ♥ 円形の場合は、原則として、断面の直径を3~4cm程度とする。なお、壁面と手すりのあきは3~5cm程度とする。
- ♥ 広幅員の階段、傾斜路には必要に応じ中央部に手すりを設ける。

回り階段

指定施設 3-(2) / 一般都市 3-(3)

- ・ 踏面の幅が一定でない回り段やらせん階段は、設置しない。

路面

指定施設 3-(3) / 一般都市 3-(4)

- ・ 階段の踏面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。

照明

- ・ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

水平面

- ♥ 階段の登り口、降り口及び踊り場に、長さ120cm以上の水平部分を設けることが望ましい。踊り場は、高さ2.5m以下ごとに設置することが望ましい。

立ち上がり部等

指定施設 3-(7) / 一般都市 3-(6)

- ・ 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないで、この限りでない。

指定施設整備基準	一般都市施設整備基準	図
<p>(8) 4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>⇒「4傾斜路 指定施設整備基準」を参照(P.14)</p>	<p>(7) 4の項(1)及び(2)に定める構造の傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>⇒「4傾斜路 一般都市施設整備基準(1)(2)」を参照(P.14)</p>	3-1
<p>(9) 階段の上端及び下端に近接する通路の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、別表第4の3の項(8)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>⇒「3階段 一般都市施設整備基準(8)」を参照</p>	<p>(8) 階段の上端及び下端に近接する通路の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、次に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>ウ 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。</p>	3-1

図3-1 つづき

点字

指定施設 3-(1)-オ / 一般都市 3-(2)

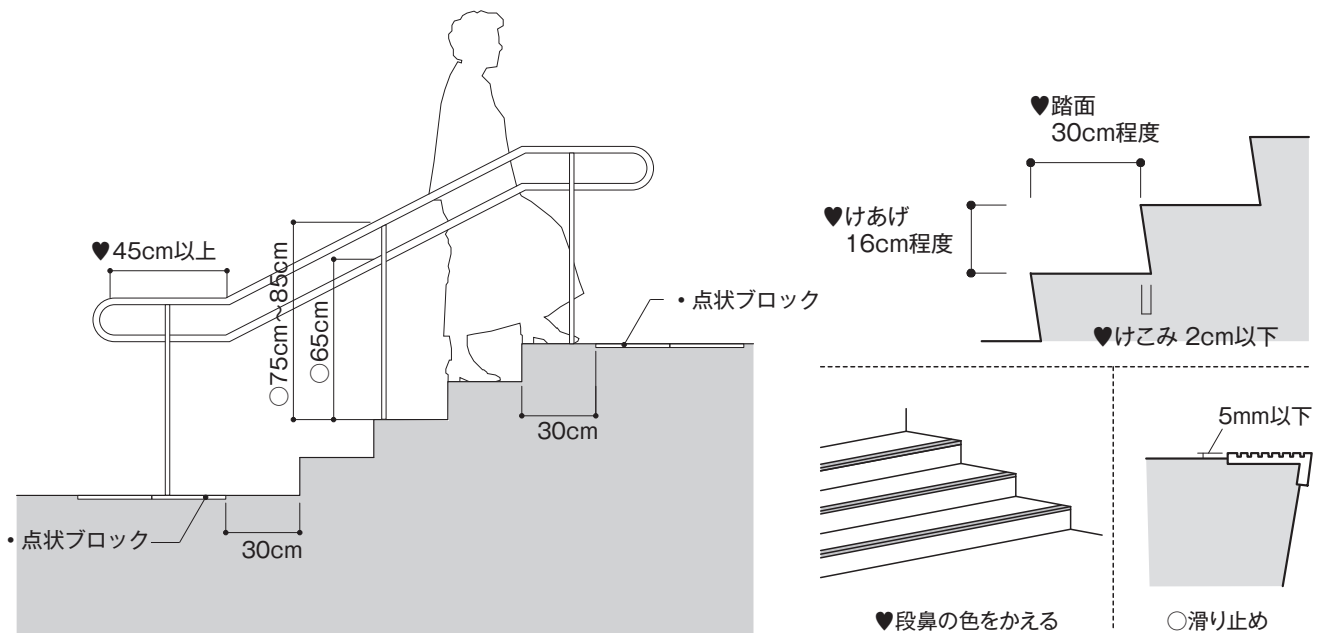
- 手すりには行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T0921規格にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。

点状ブロックの敷設

指定施設 3-(9) / 一般都市 3-(8)

- 階段の登り口、降り口には、点状の視覚障害者誘導用ブロックを設置し、注意を喚起する。

図3-2 階段の構造

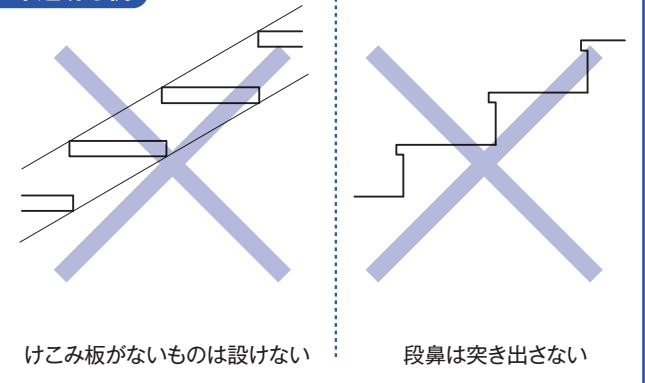


段の構造

指定施設 3-(4)、(5)、(6) / 一般都市 3-(5)

- 足や杖がひっかかるのを防止するため、けこみ板を設ける。
- ♥ けあげは 16cm 程度、踏面は30cm程度、けこみは2cm以下とし同一階段では、けあげ、踏面の寸法は一定にする。
- 段鼻は、突き出しがないこと等、つまずかないような構造とする。
- ♥ 段鼻は、注意を喚起する観点から、踏面と、明度・色相又は彩度の差を大きくする。

不適切な例



基本的な考え

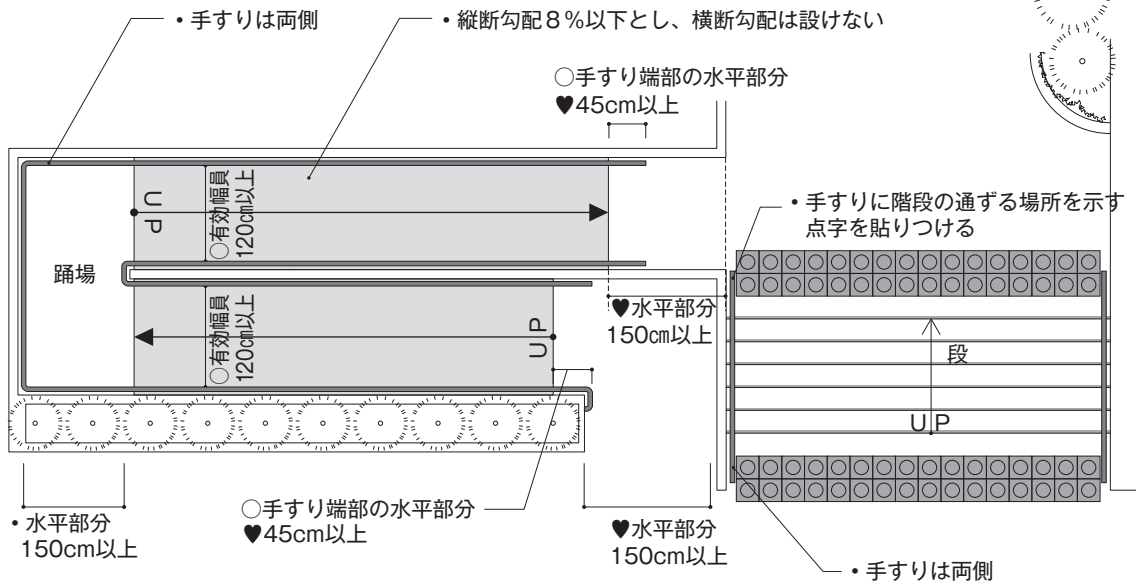
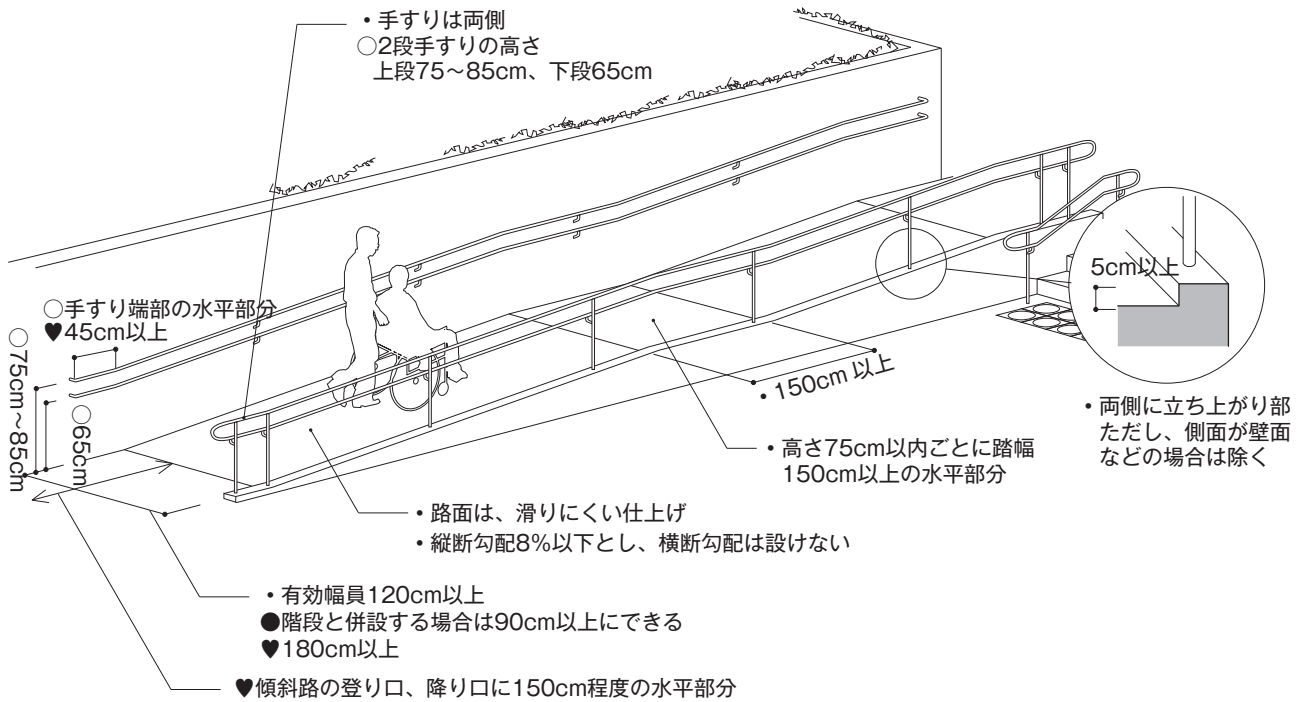
階段又は段を設ける場合は、傾斜路が必要となります。車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの移動に十分に配慮した構造とする必要があります。

安全かつ円滑に昇降できるよう、可能な限り余裕のある勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などに配慮する必要があります。



指定施設整備基準	一般都市施設整備基準	図
傾斜路とは、階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。	同左	4-1
2の項に定める構造の通路に傾斜路を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	同左	4-1
(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。	(1) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。	4-1
(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。	(2) 同左	4-1
(3) 横断勾配は、設けないこと。	(3) 同左	4-1
(4) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。	(4) 同左	4-1
(5) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	(5) 同左	4-1
(6) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。	(6) 手すりが両側に設けられていること。	4-1
ア 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものを併設すること。	—	—
イ 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	—	—
ウ 握りやすい形状とすること。	—	—
エ 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	—	—
(7) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りではない。	(7) 同左	4-1

図4-1 傾斜路の整備例



傾斜路の有効幅員

指定施設 4-(1) / 一般都市 4-(1)

- ・ 傾斜路の有効幅は、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう120cm以上とする。
- ♥ 車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、幅180cm以上とすることが望ましい。

勾配

指定施設 4-(2)、(3) / 一般都市 4-(2)、(3)

- ・ 傾斜路の縦断勾配は、車いす使用者等が通行できるよう、8%以下とする。
- ・ 車いすの通行を妨げるため、進行方向以外の側方へ傾斜させない。

図4-1 つづき

表面等

指定施設 4-(4) / 一般都市 4-(4)

- 車いすは、勾配が急になるとスリップし、昇降が困難になるため、表面は滑りにくい仕上げとする。特に水に濡れても滑りにくいものを使用すること。
- ♥ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。

水平面

指定施設 4-(5) / 一般都市 4-(5)

- 傾斜行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場が必要になるため、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。
- ♥ 傾斜路の登り口、降り口には、安全性に配慮し、150cm程度の水平面を設けることが望ましい。

手すり

指定施設 4-(6) / 一般都市 4-(6)

- 手すりは傾斜路の両側に連続して設置する。
- 1段の手すりとする場合、高さを75~85cm程度とする。
- 2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり上端までの高さを上段で75~85cm程度、下段で65cm程度とする。
- 手すりの端部は、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とする。

立ち上がり部

指定施設 4-(7) / 一般都市 4-(7)

- 傾斜路の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面が壁面である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りでない。

基本的な考え

自動車は、高齢者、障害者等の外出の際、有効な交通手段です。特に、車いす使用者の移動には欠かすことができない重要な手段となっています。

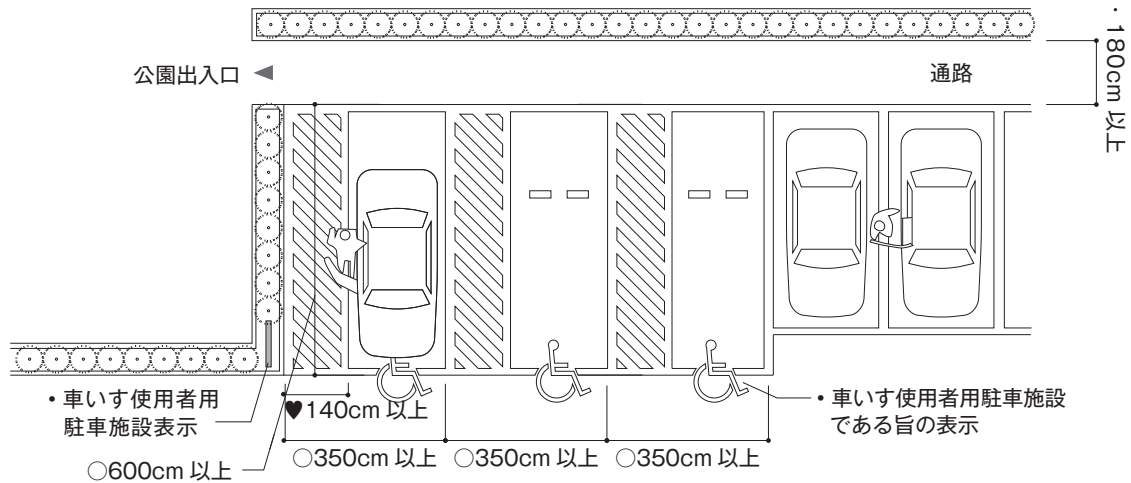
計画の際には、車いす使用者用駐車施設の設置位置、駐車区画の大きさ、サイン等について、使用者への配慮が必要となります。

また、公園施設を利用するためには駐車場から通路を設けることが重要です。



指定施設整備基準	一般都市施設整備基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場については、この限りでない。	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。別表第7の5の項(1)ただし書において同じ。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。	5-1
(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。	5-1
ア 幅は、350センチメートル以上とすること。	ア 同左	5-1
イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。	—	5-1
ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨の表示を行うこと	イ 同左	5-1 5-2
エ 2の項に定める構造の通路に近接した場所に設けること。 ⇒「2通路 指定施設整備基準」を参照(P.6)	ウ 2の項に定める構造の通路に近接した場所に設けること。 ⇒「2通路 一般都市施設整備基準」を参照(P.6)	—
オ 車いす使用者用駐車施設から2の項に定める構造の通路に至る経路は、同項に定める構造とすること。	—	5-1
カ 水平な場所に設けること。	—	5-1

図5-1 駐車場の整備例



総駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数
1 ~ 50台	1 以上
51 ~ 100台	2 以上
101 ~ 150台	3 以上
151 ~ 200台	4 以上
201 ~ 300台	5 以上
⋮	⋮

車いす使用者用駐車施設の設置台数

指定施設 5-(1) / 一般都市 5-(1)

- ・ 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場がある場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設ける必要がある。

駐車区画の寸法

指定施設 5-(2)-ア、イ / 一般都市 5-(2)-ア

- 車いす使用者が安全に乗降できるスペースとして、標準駐車区画に幅120cm、奥行100cmを加えたものである。
- ♥ 車いす使用者用駐車施設には、車いす使用者の円滑な乗降のためのスペースを確保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望ましい。(140cm以上。)
- ♥ 肢体不自由者、妊産婦、乳幼児連れの人などの利用が多い公園においては、これらの利用者の乗降に配慮し、通常の駐車スペースより少し大きめの駐車スペースを設置することが望ましい。

路面

- ・ 駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。

表示

指定施設 5-(2)-ウ、キ / 一般都市 5-(2)-イ

- ・ 車いす使用者用駐車施設は、障害者優先の旨を床面に国際シンボルマークで表示する。
- ♥ 車いす使用者以外の障害者等のための駐車施設を設ける場合は、その駐車施設の位置を分かりやすく表示することが望ましい。

車いす使用者用駐車施設の位置

指定施設 5-(2)-エ / 一般都市 5-(2)-ウ

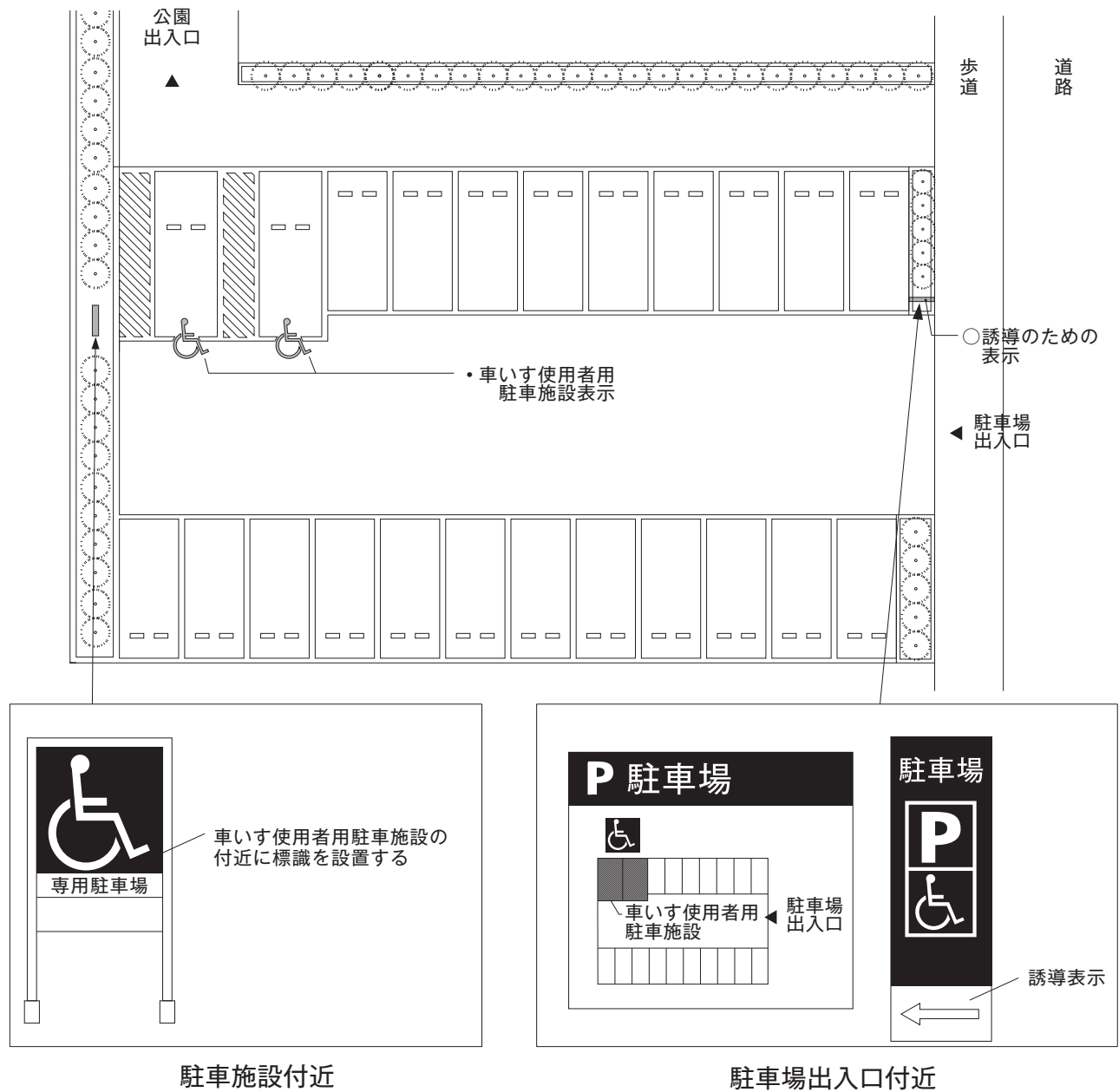
- ・ 自動車の動線と車いす使用者が動線の交差を避けるために、駐車区画はできるだけ出入口に近い位置に設けることが必要である。
- ♥ 車いす使用者用駐車施設の後部には、車いす使用者と横向きの人とすれ違えるよう有効幅180cm以上の通路を設け、園路と接続させることが望ましい。

段差

- ・ 駐車施設と通路の間には、段を設けない。

指定施設整備基準		一般都市施設整備基準	図
キ	道路から駐車場へ通ずる出入口には車いす使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示すること。	—	—
ク	車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行うこと。	—	5-2

図5-2 駐車場の誘導表示の例



誘導表示

指定施設 5-(2)-ク

- 車いす使用者用駐車施設へ迷うことなく到達できるよう、表示により誘導を行う必要がある。また、車路の分岐点がある場合には、車いす使用者用駐車施設のある方向へ誘導すること。
- 複数の車いす使用者用駐車施設がある場合、各駐車施設まで適切に誘導する。

標識

指定施設 5-(2)-ウ、キ / 一般都市 5-(2)-イ

- 駐車場出入口と車いす使用者用駐車施設の付近に、車いす使用者用駐車施設があることを示す標識を設置する必要がある。

基本的な考え

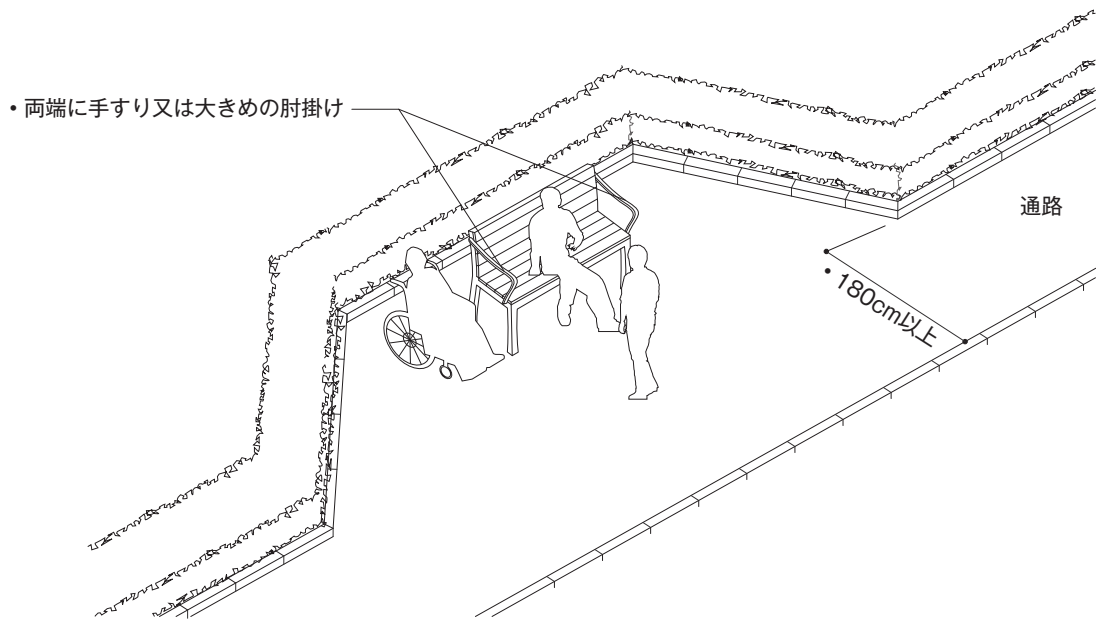
すべての人が公園を快適に利用するため、休憩施設等を適宜配置します。

ベンチ、野外卓、水飲み等は、高齢者、障害者等を含むすべての公園利用者が使用しやすいよう、設置位置に配慮する。また、水飲みでは利用しやすいよう飲み口までの高さ、水栓の形状等の構造に十分配慮する必要があります。



指定施設整備基準	一般都市施設整備基準	図
(1) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを2以上設けなければならない。	(1) ベンチを設ける場合は、高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめの肘掛けのあるものを1以上設けなければならない。	6-1
(2) 野外卓を設ける場合は、別表第4の6の項(2)に定める構造としなければならない。 ⇒6 附帯設備 一般都市施設整備基準 (2)	(2) 野外卓を設ける場合は、天板の下部に高さ65センチメートル以上70センチメートル以下、奥行き45センチメートル程度のスペースを設けなければならない。複数の野外卓を設ける場合は、それぞれ220センチメートル以上の間隔を空けなければならない。	6-2
(3) 水飲場を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	(3) 水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とし、2の項に定める構造の通路に接続しなければならない。 ⇒「2通路 一般都市施設整備基準」を参照(P.6)	6-3
ア 高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設けること。	—	6-3
イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。	—	6-3
ウ 水栓は、レバー式その他高齢者、障害者等が利用しやすい構造とすること。	—	6-3
エ 1以上は、2の項に定める構造の通路に接続すること。	—	6-3
(4) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。	—	6-4
ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。	—	6-4

図6-1 ベンチの整備例



ベンチ

指定施設 6-(1) / 一般都市 6-(1)

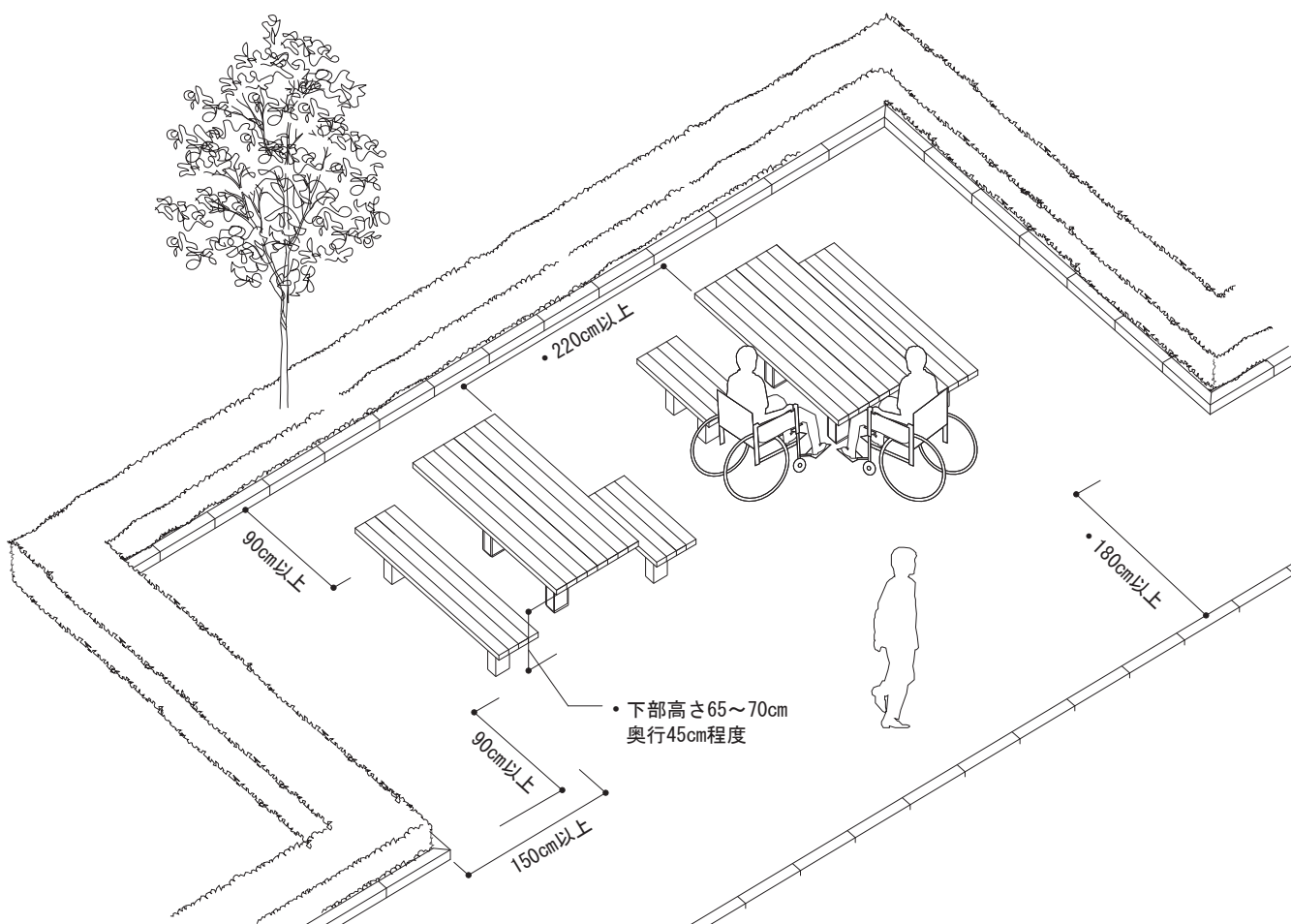
- ♥ ベンチを設ける際には、腰掛け板の高さは40～45cmとすることが望ましい。また、通路の距離が長い公園では、長時間の歩行が困難な高齢者、障害者等の休憩の際の立ち座りの負担軽減のため、腰掛け板の高さをより高くしたベンチを設けることが望ましい。
- ・ ベンチの下及び前面はぬかるみ等が生じないよう舗装等を行う。
- ・ 両端には、手すり兼用となるような大きめのひじかけを設ける。
- ♥ 利用者が選択できるように、高さや形状等、複数の種類のものを設置する。

配置

- ♥ 通路には、ベンチ、野外卓を、園内の移動を妨げない位置に適切な間隔で設けることが望ましい。
- ♥ ベンチ、野外卓の周辺には、車いすが近づき、隣接して滞在出来るよう150cm×150cm以上の水平面を確保することが望ましい。

指定施設整備基準		一般都市施設整備基準	図
イ	操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。	—	6-4

図6-2 野外卓の整備例

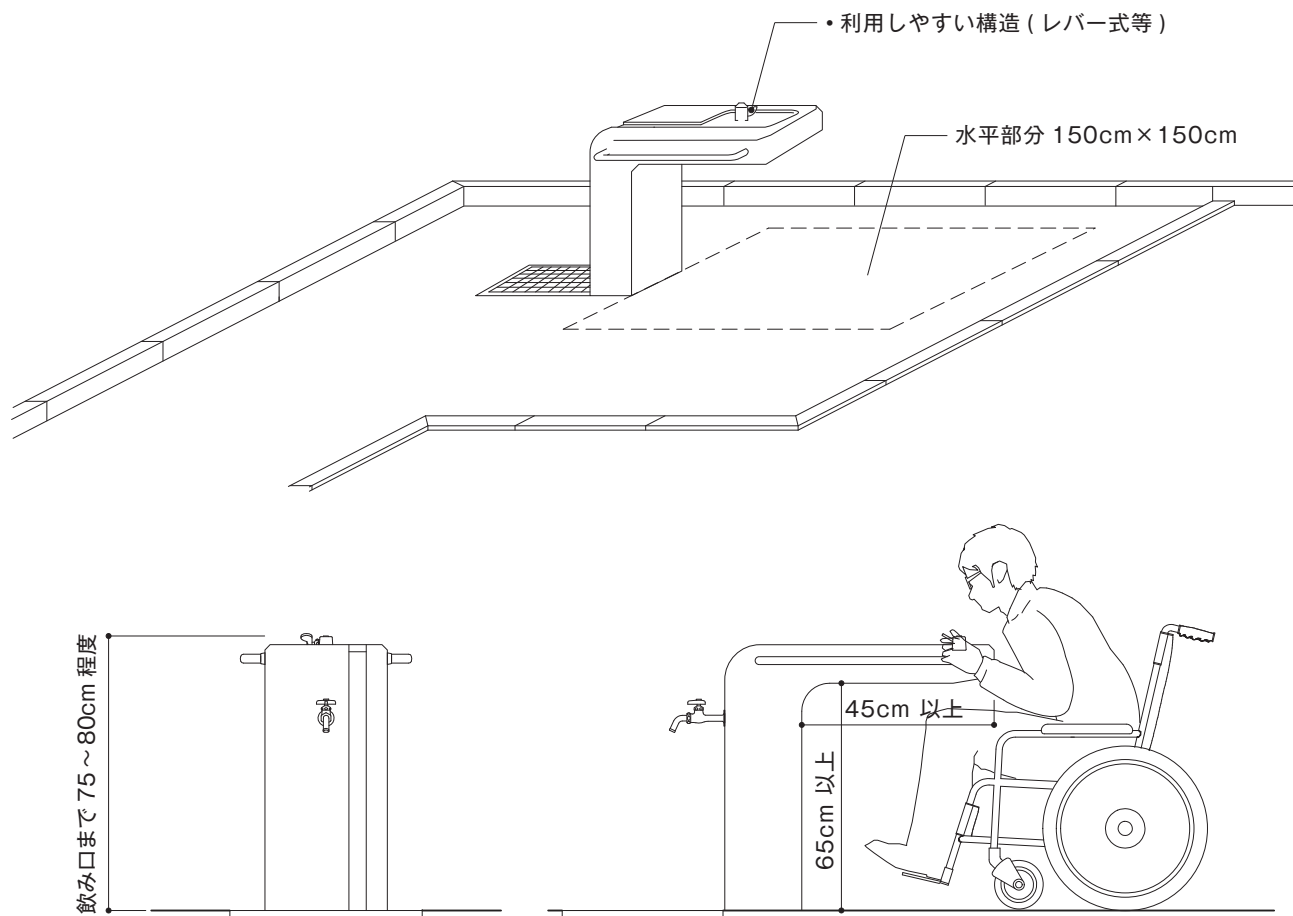


野外卓

指定施設 6-(2) / 一般都市 6-(2)

- 野外卓は、高さ65cm以上70cm以下、奥行き45cm程度を確保する。
- 車いす使用者が利用できる野外卓を設置する場合、隣接する野外卓との間隔は 220cm以上とする。

図6-3 水飲場及び手洗場の整備例

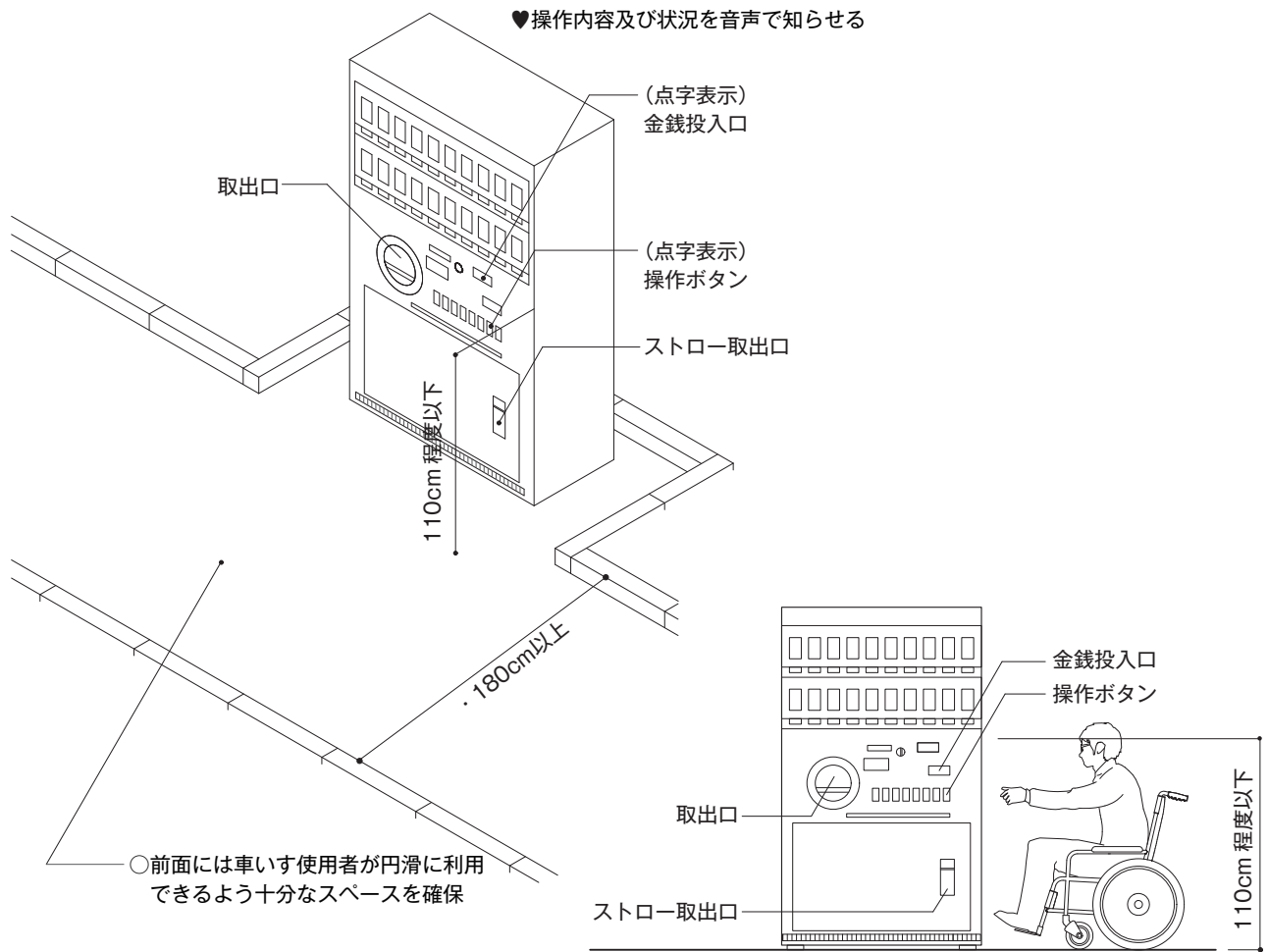


水飲場及び手洗場

指定施設 6-(3) / 一般都市 6-(3)

- 水飲場及び手洗場は、車いす使用者が接近できるよう、使用方向150cm以上、幅150cm以上の水平部分を設ける。
- 飲み口は、高さ原則として75~80cm程度とし、車いす使用者が利用できる位置として、おおむね縁から10cm以内に取り付けることとする。
- 水飲みの寸法は、下部に車いすのフットサポート及びひざが入るよう、下端65cm以上、奥行45cm以上とすることが基本である。
- 水飲場及び手洗場の周辺の床面は、段がなく、平坦で固くしまっていて、ぬれても滑りにくい仕上げとする。
- 水栓は、レバー式、押しボタン式等の使いやすいものとする。

図6-4 自動販売機の整備例



自動販売機、券売機

指定施設 6-(4)

- 自動販売機、券売機の操作ボタン、現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口、及び取出口等の高さは床面から、原則として40～110cm程度の範囲に設置すること。
- 金銭投入口は大きくし、高齢者、障害者等が扱いやすい形式とする必要がある。
- ♥ 自動販売機、券売機の操作ボタンには品目、金額等を点字で表示することが望ましい。
- ♥ 現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口等についても点字で表示することが望ましい。
- ♥ 操作内容及び状況を音声で知らせる装置を設けることが望ましい。

基本的な考え

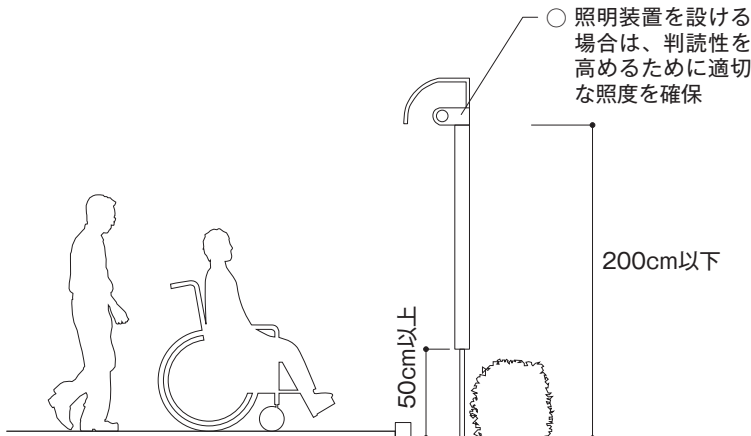
掲示板及び標識による情報提供は、高齢者、障害者等を含むすべての公園利用者が分かりやすい表示内容及び表示方法とする必要があります。

公園全体の公園施設の配置や経路を表示した案内板を設ける場合は、出入口付近の近づきやすい位置に設置し、見やすい高さ等の構造に十分配慮することが重要です。



指定施設整備基準	一般都市施設整備基準	図
掲示板及び標識を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	同左	7-1
—	(1) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。	7-1
(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。	(2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。	—
(2) 高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。	—	—
(3) 高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。	—	7-1
(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。	—	7-1
(5) 掲示板及び標識の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。	—	—
(6) 1の項から6の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項に定める構造の出入口の付近に設けること。	(3) 1の項から6の項までに定める構造の公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項に定める構造の出入口の付近に設けること。	—
⇒「1~6 指定施設整備基準」を参照	⇒「1~6 一般都市施設整備基準」を参照	

図7-1 掲示板及び標識の整備例



掲示板及び標識の構造

指定施設 7-(1) / 一般都市 7-(2)

- ♥ 表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とすることが望ましい。
- ♥ 難しい表現を避け、平易な言葉で表現することが望ましい。
- ♥ 平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用し、ピクトグラムはJIS Z 8210に示された図記号等を基本とする。独自にデザインする場合は、高齢者、障害者等に認識してもらえるよう、分かりやすいデザインについて聴取するなどにより検討することが望ましい。
- ♥ 総合案内板には、視覚障害者のための点字表示や触知図を設ける。総合案内板は点字が読みやすい角度と高さで配慮し、床面には位置を示す視覚障害者誘導用ブロックを設置する。管理事務所がある場合、当該公園の概要が点字で記された説明書を備える。

掲示板及び標識の設置位置

指定施設 7-(2)

- ♥ 掲示板は、主要な出入口や利用者が集まる場所等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。
- ♥ 標識は、主要な出入口や園路の分岐点等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。

掲示板及び標識の設置高さ

指定施設 7-(3)

- 案内板表示面の高さは、平均的視点の高さと仰角から、床面より50~200cm程度の範囲とする。この基準は利用者が板面から100cm程度の距離から見ることを想定している。
- 標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上200cm以上の高さに設置する。

掲示板及び標識の構造

指定施設 7-(4)

- ♥ 必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。

掲示板及び標識前のスペース

指定施設 7-(5)

- 案内板の前には、車いす使用者の回転に支障がないように水平な空間を設けることが必要である。(150cm×150cmが目安)

案内設備の設置

- 公園便所等を設置した場合、当該施設に確実にたどりつけるように、出入口付近には案内設備を設置すること。

⇒「参考資料 案内設備」を参照